

## 保育料(利用者負担額)について

[2017年7月6日]

本市の保育料については、「東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」により、国基準の72.5%を限度として設定しております。

平成29年度については、4～8月分は平成28年度市民税額(平成27年中収入)、9～翌年3月分は平成29年度市民税額(平成28年中収入)により保育料を算定します。

上記の市民税額は、配当控除や住宅取得控除額等を控除する前の額となりますので、ご注意ください。

## 保育料(利用者負担額)について

### 1号認定(教育認定)の保育料

幼稚園や認定こども園(1号/教育認定)の保育料については次のとおりです。

**なお、新制度に移行していない幼稚園に就園される場合は、保育料については直接園へお問合せください。**

東大阪市では、支給認定(1号/教育認定)が必要な幼稚園は、公立幼稚園のみ(平成29年4月1日現在)です。

### 多子世帯の保育料の軽減

小学校3年生までの範囲において、二人以上の児童が同時に小学校、幼稚園、認定こども園、保育所等を利用している場合は、上のお子さんから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

平成28年度より、階層**02B**、**03A**、**03B**世帯の上記年齢制限が撤廃されました。

### 2号・3号認定(保育認定)の保育料

保育所や認定こども園(2号・3号/保育認定)、小規模保育施設の保育料については次のとおりです。

### 多子世帯の保育料の軽減

小学校就学前までの範囲において、二人以上の児童が同時に保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園等を利用している場合は、上のお子さんから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

平成28年度より、階層**02B**、**03A**、**03B**、**D01A**、**D01B**世帯の上記年齢制限が撤廃されました。